

## 美波子育て応援給付金

新型コロナウイルス感染症による経済的な影響等を踏まえ、子育てを応援するために児童の属する世帯に対して給付金を給付します。

### 給付対象者

- ①平成14年4月2日～令和2年7月1日生まれまでの児童であり、令和2年7月1日(基準日)に美波町の住民基本台帳に記録されている者
- ②基準日以降、令和3年3月31日までに出生した児童

### 給付金額

給付対象者1人につき20,000円

### 受付期間

令和2年7月6日～令和3年3月31日(郵送の場合は必着)

### 申請方法

送付された申請書に必要事項を記入・押印いただき、添付書類を添付いただいた上で、申請期限内に福祉課までご提出ください。郵送でも受け付けています。

### 給付時期

申請受付後、審査が終わり次第順次給付します。

申請書内で指定した口座への入金を確認できなかった場合は、下記までお問い合わせください。

## 子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。

※一般受給者の方は申請不要ですが、**公務員の方は申請が必要です。**

### 対象者

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している公務員

※一般受給者の方については、すでに入金済みですのでご確認ください。

### 支給金額

対象児童1人につき10,000円

### 受付期間

令和2年9月30日まで(郵送の場合は必着)

### 申請方法

申請書に必要事項を記載し、所属庁の証明を受けた上で、基準日(令和2年3月31日)時点での居住市町村へご郵送ください。期間中に申請がなかった場合、受給を辞退したものとみなしますのでご注意ください。

【振り込め詐欺】や【個人情報の詐取】にご注意ください。

ご自宅等に美波町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに美波町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

### お問い合わせ・郵送先

〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1

役場福祉課 子育て応援給付金担当・子育て世帯への臨時特別給付金担当 ☎77-3614

